

契 約 書 (案)

令和2年度滋賀県立大学交流センターホール音響設備更新業務の請負契約について、契約責任者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川 能嗣 を甲とし、_____を乙として次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的および契約金額)

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、令和2年度滋賀県立大学交流センターホール音響設備更新業務（仕様は別紙「令和2年度滋賀県立大学交流センターホール音響設備更新業務仕様書」のとおり。）を請け負うものとする。

契約金額 金 _____ 円
(うち消費税および地方消費税の額 _____ 円)

(納入期限、納入場所および契約保証金)

第2条 履行期間、履行場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 履行期間 令和2年10月12日(月) ~ 令和3年1月29日(金) 17時まで
- (2) 履行場所 公立大学法人滋賀県立大学 交流センターホール
(所在地) 滋賀県彦根市八坂町 2500
- (3) 契約保証金 _____

(検査および引渡し)

第3条 甲は、乙から全ての物品や成果物を納入し受託作業の全てを完了した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品および成果物等の検査を行うものとし、検査に合格したこれら物品および成果物等について、その引渡しを受けるものとする。

(所有権の移転)

第4条 物品および成果物等の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約金額の支払)

第5条 甲は、前条の検査に合格した物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求書を受理した月の翌月末までに契約金額を支払うものとする。

2 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(危険負担)

第6条 第3条の引渡しの完了前までに甲の責に帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 第3条の規定により引き渡された物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引

渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。
- 4 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞)

第8条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により履行期間内に合格品を完納しないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、履行期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じて、年2.6パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

- 2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。
- 3 甲は、第1項の延滞違約金のあるときは、これを第1条の契約金額および第2条の契約保証金から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合、または債権のうち売掛債権に限り信用保証協会および中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し譲渡する場合については、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。この場合において、甲は、乙に損害が生じることがあってもその責を負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に物品が納入されなかったとき、または納入される見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (3) 乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から公立大学法人滋賀県立大学との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

2 乙は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(誓約書の提出)

第 11 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙 1 の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 12 条 乙は、この契約の履行に当たり第 10 条第 3 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、守秘義務に徹し業務上知り得た甲に関する情報に関して、甲の許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。また、個人情報には細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号）の規定の範囲を超えた利用はしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前項のことを確約するため、別紙 2 の「守秘義務誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(物品納入時等の自動車の使用)

第 14 条 乙は、改修時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結に要する費用および物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第 16 条 甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(その他の事項)

第 17 条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号）、その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を保持するものとする。

令和 2 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町 2 5 0 0
公立大学法人滋賀県立大学
理事長 廣川 能嗣

印

乙

印

別 記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第13 甲は、乙が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓 約 書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣 様

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、公立大学法人滋賀県立大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学理事長が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和2年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

守 秘 義 務 誓 約 書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣 様

私は、「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守し、以下の事項を厳守することを、ここに誓います。

記

- 1 私が業務上知り得た、公立大学法人滋賀県立大学（以下、「法人」とする）に関する情報に関して、法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 私が法人と交わした契約の終了した後も、契約中と同様に、業務上知り得た法人に関する情報を法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 3 個人情報は細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日滋賀県条例第8号）の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

令和2年 月 日

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____ 印